

回 答 書

業務名：沖縄県マリンタウンMICEエリアの形成に向けた
PPP導入可能性調査業務

上記業務に係る参加説明書等に関する質問について、以下のとおり回答いたします。

No.	参加説明書又は附属書類の名称、ページ、項目等	質問内容	回答
1	参加説明書 [6ページ] 5 県の過年度調査等の資料の閲覧 (2) 閲覧期間、閲覧方法	閲覧期間を6月末までに延長頂けないでしょうか。	閲覧期間の延長はできません。ただし、参加説明書7(3)イに明示したとおり、参加表明者との対話において閲覧資料の全部又は一部の電子ファイルを提供いたします。
2	参加説明書 [10ページ] 16 その他留意事項 (4) 本業務の受注者(再委託の者を含む。)は、マリンタウンMICEエリアの形成に向けた官民連携(PPP)事業(大型MICE施設及び民間収益施設の整備運営事業(公有地売却等公募を含む。))に応募又は参画及び応募又は参画しようとする民間事業者のコンサルタ	「応募又は参画及び応募又は参画しようとする民間事業者のコンサルタント等となつてはならない」との制限規定について、削除いただけませんか。本業務については、PPP/PFI事業としての公募支援業務(実施方針の策定～事業者選定手続～実施契約締結)を行うものではなく、これら業務前の準備段階である導入可能性調査の段階になります。公募支援業務そのものは次年度以降に発注されるものと認識しております。また、本業務の成果については公表され周知されることもあり、本業務を受託した者が「応募又は参画及び応募又は参画しようとする民間事業者のコンサルタント等」になることにより、公募の公平性の阻害は発生しないものと考え	本業務の成果物(詳細版)は、今後行う予定の実施方針、入札説明書、要求水準及び落札者決定基準の策定、官民による対話並びに落札事業者決定の各プロセスにおける県の基本的な考え方を裏付けるものであると同時に、これを公表すれば、参加説明書16(4)に規定するマリンタウンMICEエリアの形成に向けた官民連携事業(以下「官民連携事業」という。)に参画する民間事業者の創意工夫を妨げ、技術提案の独自性・競争性を低下させる可能性があることから、官民連携事業の落札事業者の決定まで、これを公表する予定はありません。よって、官民連携事業への参画・関与の制限については、利

	<p>ント等となつてはならない。また、受注者（再委託の者を含む。）と資本・人事面等において関連があると認められた者もまた同様とする。なお、「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。</p>	<p>られます。更に、他の事例を見ても、通常本業務のようなPPP/PFI導入可能性調査業務の受託において、関連業務の受注制限は行われておらず、次年度以降となる公募書類作成・公募条件検討業務において課せられるべき制限と思料するため、当該制限規定の有無について再度ご検討頂ければ幸いです。</p> <p>また、当該制限規定の削除が難しい場合、情報の対称性、公募の公平性の観点から以下の点について修正をご配慮いただけないでしょうか。</p> <p>① 制限対象となる期間を限定</p> <p>② 制限対象となる「コンサルタント等」と漠然としたものにするのではなく、具体的詳細に定義</p> <p>③ 前回までの公募時のアドバイザー企業である野村総合研究所等に対する同様の制限</p>	<p>益相反の観点から設定をいたしました。</p> <p>①官民連携事業への参画・関与の制限につきましては、当該事業の落札事業者決定までとなります。</p> <p>②官民連携事業への関与（コンサルタント等）の制限につきましては、官民連携事業に参画する民間事業者の企画提案（コンソーシアム組成、提案書作成、契約）に関与してはならないことを指しております。なお、具体的詳細な定義に関するご提案があれば、参加表明者との対話においてご提示ください。</p> <p>③ 前回の公募は既に完了していること、今回の官民連携事業は前回の公募と異なる内容になることから、左の企業に対し、官民連携事業への参画・関与を制限することは考えておりません。</p>
--	---	--	--

3	仕様書（案） [2ページ] 4. 業務内容 (1) イ 国内・海外のMICE主催者による開催地選定基準の調査業務 キ 海外のMICE施設の整備財源の調査業務	「調査項目を県が提示する」とありますが、項目（案）を参加表明者との民間対話の実施でご提示いただくことは可能でしょうか。	4の(1)ア(イ)、(1)キ(ア)、(3)ア(ア)に関する調査項目については、参加表明者との対話において仮提示いたします。 なお、4の(1)イの調査項目については、受注者にて検討していただくこととなります。
4	仕様書（案） [3ページ] 4. 業務内容 (3) ア 海外の大型MICE施設の整備手法の調査業務	「調査項目を県が提示する」とありますが、項目（案）を参加表明者との民間対話の実施でご提示いただくことは可能でしょうか。	4の(1)ア(イ)、(1)キ(ア)、(3)ア(ア)に関する調査項目については、参加表明者との対話において仮提示いたします。
5	仕様書（案） [4ページ] 4. 業務内容 (6) イ 国内・海外の投資開発事業者等への事業説明会の開催支援等業務	会場費の支払いは本業務委託費外と考えてよろしいでしょうか。	委託費に含みます。
6	仕様書（案） [4ページ] 4. 業務内容 (6) ウ 国内・海外の投資開発事業者等との個別対話の開催支援等業務	東京、大阪、沖縄（県庁舎外）の3会場及び海外での開催を想定とありますが、会場確保（会場費の支払い含む）は業務対象外でしょうか。	業務対象に含みます。
7	仕様書（案） [4ページ] 4. 業務内容 (7) ア 専門家委員会の開催支援業務	県庁舎外で開催予定とありますが、開催地は3回とも沖縄県内の想定でしょうか。また開催支援にあたり、会場確保（会場費の支払い含む）は業務対象外でしょうか。	開催地は3回とも沖縄県内の想定です。 会場確保（会場費の支払い含む）は業務対象に含みます。

8	仕様書（案） [4ページ] 4. 業務内容 (7) ア専門家 委員会の開催支 援業務	謝金額（交通費含む）の規定は ありませんでしょうか。	受注者の定めた規定によりま すが、当該規定がない又は当該 規定に沿った支払が適当でない 場合は、県の規定（謝金： 8,400円（日額）、旅費：別添） に沿って支払っていただくこ とになります。
9	仕様書（案） [2～4ページ] 県が直接実施す る各種検討業務 に対しての情報 支援	当該「情報支援」というのは、 貴県が検討されるのに必要な 情報収集の実施という認識で よろしいでしょうか。	県が直接実施する各種検討業 務の相談に応じ、受注者（再委 託者を含む）の専門的な知識と 経験、ネットワークにもとづ き、県に対して助言や情報提供 を行う業務となります。
10	全体概要（案） [5ページ] 工程表 ⑥サウ ンディング調査	「（1）事前の情報収集・意見 交換等」は貴県にて6月より先 行して実施されていますが、受 託者からもサウンディング先 の事業者を提案することは可 能でしょうか。	可能です。当該業務（サウンデ ィング先の事業者提案）は、仕 様書（案）の4(6)ア(ア)の「先 行サウンディングに向けた情 報支援」にあたります。
11	共同企業体協定 書		共同企業体協定書については、 国土交通省の定める設計共同 体協定書（参考サイト： http:// www.ktr.mlit.go.jp/nyuusat u/index00000048.html ）の様式 によることのできるものとし る。